

入郷料の減額（免除）申請をされる方へ

次の場合は入郷料の減額（免除）の対象となりますので、申請の手続きをして下さい

重源の郷体験交流公園の設置及び管理条例施行規則（抜粋）

第 2 条

条例第 11 条に規定する入郷料の減額又は免除は、次の各号の定めるところによる

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市外の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の児童生徒がその学校の教職員に引率されて入郷するとき

5割減額

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の児童生徒がその学校の教職員に引率されて入郷するとき

免除

所定の用紙「重源の郷体験交流公園利用料金減額(免除)申請書」に必要事項を記入、捺印(学校印)の上、下記 重源の郷まで郵送、またはファックスで送信して下さい。なお、ファックス送信の際は、減額(免除)申請書原本は当日入郷券売り場(チケット売場)へ提出して下さい。

〒747 - 0235

山口県山口市徳地深谷 1137

重源の郷

0835 - 52 - 1250

Fax 0835 - 52 - 1025